

福岡県公報

平成十八年八月二十一日
第二千五百七十三号
増刊 ①

選挙管理委員会

目 次

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課)一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 久留米市の項中

療養型高良台病院

” 藤光町九六五番地の二

に を

改める。

高良台リハビリテーション病院

” 藤光町九六五番地の一

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二丁目
ツ株式会社
式九番一
会社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)